

日本介護支援専門員協会より「災害の対応について」
第11報

◆厚生労働省から発出されている各種連絡について◆

□熊本地震の被災者の方々に介護保険サービスを提供する際の柔軟な制度運用について（事務連絡一覧）

※主にケアマネジャーやサービス事業者のサービス提供等に当たっての参考となるよう、熊本地震に係る介護保険サービスについての柔軟な制度運用に関する通知等（事務連絡）が一覧にまとめられました。

（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123214.html>

※平成28年熊本地震関連情報の全体はこちらから

（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431.html>

◆当協会の活動について◆

□「介護支援専門員ボランティア」が熊本県御船町で行っていた全戸調査は、予定より早く昨日で終了しました。御船町とは今後の要介護認定調査支援について調整をしています。

□熊本市南3地域包括支援センターと調整を行い、同センター圏域の避難所の巡回、介護相談を開始しました。

□益城町と関係団体とで調整をした結果、避難所においてDMAT（災害派遣医療チーム）とJMAT（日本医師会災害医療チーム）が要援護者のトリアージを行うことになりました。要援護者の移送先・移送方法の支援は、ケアマネジャーが行うことになりました。

◆こころの健康保持◆

□震災など大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても誰でも、不安や心配などの反応が表れます。まずは休息や睡眠をできるだけとってもらえるようにしましょう。

□不安、心配の多くは時間の経過とともに回復することが知られています。これらを和らげる呼吸法として、「6秒で大きく吐き、6秒で軽く吸う、朝、夕5分ずつ」行なう方法もあります。

□また、普段からお互いに声を掛け合い、コミュニケーションをとりやすい雰囲気づくりなどを気遣うことが心のケアになります。